

総務第1076号  
令和5年8月15日

公益社団法人広島被害者支援センター  
代表者様

広島県知事 湯崎 英彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
令和5年8月15日から令和10年8月14日まで